

平成 29 年 12 月 20 日

各 位

外国投資法人名	iシェアーズ・インク
代表者名	トレジャラー兼チーフ・フィナンシャル・ オフィサー ジャック・ジー
管理会社名	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (管理会社コード 15814)
代表者名	マネージング・ディレクター ジャック・ジー
問合せ先	(代理人) 西村あさひ法律事務所 弁護士 本柳 祐介 (TEL. 03-6250-6200)

## 信託の終了に係る上場信託受益権信託契約の変更（確定）のお知らせ

iシェアーズ フロンティア株ETF-JDR (MSCI フロンティア 100) (1583) (以下「本ETF-JDR」といいます。)の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「MUTB」といいます。)は、平成 29 年 9 月 28 日付「信託の終了に係る上場信託受益権信託契約の変更及び催告の対象となる受益者確定のための権利確定日の設定に関するお知らせ」及び平成 29 年 11 月 17 日付「信託の終了に係る上場信託受益権信託契約の変更に関する催告書類」でお知らせしました通り、信託の終了に係る信託契約の変更を予定し、権利確定日である平成 29 年 10 月 12 日における受益者に対しご案内の上、信託の終了に係る信託契約の変更について異議申立期間を設けました。

平成 29 年 12 月 19 日までに到着した異議申立書をMUTBが集計した結果、異議を申し立てた受益者が保有する受益権口数が総受益権口数の2分の1を超えなかったため、当初の予定通り、平成 29 年 12 月 20 日付で信託契約の変更を実施し、平成 30 年 1 月 24 日を信託終了日として、信託の終了を実施することになりましたので、お知らせいたします。これに伴い、本ETF-JDRは平成 30 年 1 月 22 日に上場廃止となります。

## 1. 本件に関する日程

	信託契約の変更及び 信託終了について	東京証券取引所での 売買について	異議申立受益者の受益権 取得請求手続き*
平成 29 年 12 月 19 日 (火)	異議申立期間終了日		異議申立期間終了日
平成 29 年 12 月 20 日 (水)	信託契約変更実施日	「整理銘柄」への指定	MUTB における 取得請求受付開始日
平成 29 年 12 月 21 日 (木)			受益権取得価格発表日
平成 30 年 1 月 8 日 (月)			MUTB における 取得請求受付終了日
平成 30 年 1 月 19 日 (金)		東京証券取引所での 最終売買日	
平成 30 年 1 月 22 日 (月)		上場廃止日	
平成 30 年 1 月 24 日 (水)	信託終了日		
平成 30 年 2 月 20 日 (火)			受理された受益権取得請 求に係る代金支払日 (予定)
平成 30 年 3 月 5 日 (月)	残余財産給付開始日 (予定)		
平成 30 年 6 月 15 日 (金)	最終計算報告書発送日 (予定)		

\* 受益権取得請求は、異議申立期間中に異議を述べた受益者のみが、後掲「4.信託契約変更」に異議を述べた受益者の受益権取得請求手続き」にしたがって行うことができます。

\* なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

## 2. 信託契約変更の内容及び理由

### (変更の内容)

- ① 信託終了日を平成 30 年 1 月 24 日といたします。
- ② 信託の計算期日を 1 月 24 日といたします。

### (変更の理由)

- ① このたびブラックロック・グループは、日本におけるETFの商品戦略をより効果的なものとするため、その日本法人であるブラックロック・ジャパン株式会社より、幅広い投資家層が投資しやすい内国ETF形態のiシェアーズETFを通じ、各種資産クラスへの投資手段をご提供することといたしました。これを受けて、日本での提供商品を見直す一環として、本ETF-JDRは信託を終了することといたしました。今後は、内国ETF形態のiシェアーズETFが代わって投資家の皆様の分散投資ツールの役割を担います。

## <内国ETF形態のiシェアーズETF 8銘柄>

[海外株式/海外リート]	[海外債券]
1655 iシェアーズ S&P 500 米国株 ETF	1497 iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債ETF (為替ヘッジあり)
1657 iシェアーズ・コア MSCI 先進国株 (除く日本) ETF	1496 iシェアーズ 米ドル建て投資適格社債ETF (為替ヘッジあり)
1658 iシェアーズ・コア MSCI 新興国株 ETF	1482 iシェアーズ 米国債 7-10 年 ETF (為替ヘッジあり)
1659 iシェアーズ 米国リート ETF	1656 iシェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF

- ② 信託の終了処理の簡素化のため、受託者は当社及び委託者の同意を得て、非軽微な信託の変更には該当しない変更（すなわち異議申立の対象ではない変更）として、信託の計算期日を信託終了日と同一日に変更いたしました。

### 3. 残余財産の給付

残余財産については、信託終了日（平成 30 年 1 月 24 日）現在の受益者に対し、金銭で給付いたします。給付金額は、原則として受託有価証券である外国ETFをMUTBが処分して受領した本ETF-JDR1 口あたりの金額（売買手数料控除後の金額を円貨に転換し、総JDR口数で除します。）から残余財産給付手数料（本ETF-JDR1 口あたり 1 円を上限とする金額及び計算上生じた 1 円未満の端数）及びこれに係る消費税等の相当額を控除した金額を信託終了日の各受益者の保有口数に応じて算出します。

給付金額は、最終売買日（平成 30 年 1 月 19 日）における本ETF-JDRの市場価格や最終売買日における受託有価証券である外国ETFの 1 口あたりの純資産額に基づき決定されるものではありません。

#### (1) 給付の方法

残余財産の給付については、平成 30 年 3 月 5 日から支払を開始する予定です。

お支払方法は、受益者が指定されている「配当金受領方法」により異なります。証券会社にご登録されている「配当金受領方法」を確認のうえ、下表にしたがってご認識ください。

なお、残余財産給付金受取方法を変更するために、配当金受領方法を変更しますと本ETF-JDR以外に保有している銘柄の配当金の受取方法も同様に變更されてしまいますので、ご注意ください。

なお、残余財産給付金が確定いたしましたら、以下のウェブサイトにて開示いたします。

<https://www.blackrock.com/jp/individual/ja/ishares>

配当金受領方法	本 ETF-JDR の残余財産給付金の受取方法
① 株式数比例配分方式	MUTBが領収証（又は払出証書）を受益者へご郵送いたしますので、ゆうちょ銀行又は郵便局へ持ち込むことで残余財産給付金をお受け取りください。
② 配当金領収証方式	
③ 登録配当金受領口座方式	MUTBが受益者が証券会社に対し指定されている口座へ振り込みいたします。
④ 個別銘柄指定方式	MUTBが受益者が証券会社に対し個別銘柄毎に指定されている口座へ振り込みいたします。

(2) 残余財産給付時の課税の取扱いについて

残余財産給付時の課税の取扱いについては、受益者の区分により異なります。

区分	所得	税金について
居住者 非居住者（国内に恒久的施設有）	譲渡所得	源泉徴収されませんので、確定申告が必要です (参考条文：租税特別措置法第37条の10第4項)
内国法人 外国法人（国内に恒久的施設有）	配当所得	非課税となり源泉徴収されません (参考条文：租税特別措置法第9条の4の2第1項)
非居住者（国内に恒久的施設無） 外国法人（国内に恒久的施設無）	配当所得	平均信託金*との差額が配当所得となり、源泉徴収されます

\* 信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した額

・ 少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））について

国内の個人受益者がNISAの口座で本ETF-JDRを保有されていて、且つ、本ETF-JDRの残余財産給付金受領時に譲渡益が発生する場合、当該譲渡益についてはNISAの適用を受けることができず、確定申告を行う必要があります。

信託終了日まで本ETF-JDRを保有するのではなく、東京証券取引所の最終売買日（平成30年1月19日）までに証券会社を通じて市場売却される場合は、NISAの適用を受けることができます。

・ 特定口座（源泉徴収あり）における損益通算

国内の個人受益者が特定口座で本ETF-JDRを保有されている場合でも、他の譲渡損益との損益通算を行うことができません。本ETF-JDRの残余財産給付金について、一般株式等の譲渡所得として確定申告を行う必要があります。

信託終了日まで本ETF-JDRを保有するのではなく、東京証券取引所の最終売買日（平成30年1月19日）までに証券会社を通じて市場売却される場合は、他の譲渡損益との損益通算を行うことができます。

税務の取り扱いについては、その内容について弊社が保証するものではありません。詳細については、税理士および証券会社等にご確認されるようお願いいたします。

#### 4. 信託契約変更に異議を述べた受益者の受益権取得請求手続き

異議申立期間（平成 29 年 11月17日から平成 29 年 12月19日まで）中に異議を述べた受益者は、権利確定日である平成 29 年 10 月 12 日時点で有する本受益権について、平成 29 年 12 月 20 日から平成 30 年 1 月 8 日までの間に受益権の取得請求をすることができます（詳細については後記「(1) 異議を述べた受益者の受益権取得請求の方法について」をご参照ください。）。

なお、異議を述べた受益者が必ず取得請求をしなければならないわけではありません。

最終売買日（平成 30 年 1 月 19 日）までは、東京証券取引所での売買が可能であり、また、信託終了日まで保有し、残余財産給付開始日（平成 30 年 3 月 5 日（予定））以降、残余財産の給付を金銭で受けることも可能です。

受益権取得請求に係る価格（受益権取得価格）は、原則として本受益権 1 口あたり、当該異議期間の最終日の翌営業日における受託有価証券である外国ETFの一口あたりの市場価格をもとに受益権付与率、外国為替相場等を踏まえて算定される価額とします。

受益権取得価格は、平成 29 年 12 月 21 日の東京証券取引所における取引終了後に、適時開示予定です。

##### (1) 異議を述べた受益者の受益権取得請求の方法について

受益権取得請求にあたっては以下にしたがい、お手続きください。

- ① 受益者がMUTB宛にお電話（0120-696-242）にて所定の手続き書類（以下「手続き書類」（※1）といいます。）をご請求して取得（詳細は、後記「① 受益権取得請求手続き書類の入手方法について」をご参照ください。）
- ② お取引のある証券会社を通じて、MUTBへ手続き書類をご提出（MUTBにて平成 30 年 1 月 8 日までに受領完了（※2））（詳細は、後記「② 受益権取得請求手続き書類の提出方法について」をご参照ください。）

※1 手続き書類とは、「受益権取得請求書 兼 受益権口座振替依頼書」ならびに「振替連絡 兼 受益権取得請求手続依頼書」をいいます。

※2 直接の提出先は、お取引のある証券会社となり、MUTBではございませんのでご注意ください。なお、手続き書類は証券会社での諸手続きが完了してから、MUTBに送付されますが、手続き書類は提出期限内にMUTBが受領する必要があります。したがって証券会社またはMUTBにおいて受領手続に一定のお時間を要する場合がありますので、受益権取得請求をなさる受益者は速やかに手続開始ください。詳しくはお取引のある証券会社までお問い合わせください。

##### ① 受益権取得請求手続き書類の入手方法について

取得請求開始日（平成 29 年 12 月 20 日）以降速やかに、MUTB宛にお電話にて手続き書類をご請求ください。なお、複数の証券会社により本ETF-JDRを保有されている場合は、証券会社毎に手続きが必要となりますので、手続き書類をご請求の際、その旨お申し出ください。

MUTBは受益者が異議を述べたことを確認したうえで、手続き書類を権利確定日時点で登録されている住所にご郵送します。

手続き書類の提出方法及び提出期限については、お取引のある証券会社にご確認ください。

## ② 受益権取得請求手続き書類の提出方法について

手続き書類到着後、「受益権取得請求書 兼 受益権口座振替依頼書」に必要事項をご記入ご捺印いただき、「振替連絡 兼 受益権取得請求手続依頼書」（証券会社が記入いたしますので、受益者は記入する必要ありません。）と共に、速やかにお取引のある証券会社にご提出ください。提出いただいた手続き書類については、証券会社およびMUTBにおいて、一定の確認手続を経て受理いたします。

なお、複数の証券会社により本ETF-JDRを保有されている場合は、証券会社毎に手続きが必要となります。証券会社への手続き書類の提出方法及び提出期限は、お取引のある証券会社にご確認ください。

受益権取得請求の対象となる受益権は、証券会社が受益権取得請求を受付した日（手続き書類を受付した日）における、受益者の証券会社における振替口座簿の残高口数（ただし、権利確定日に有する本受益権の保有口数が上限となります。）です。

受益権取得代金支払いの都合上、手続き書類のMUTBへのご提出が提出期限（必着）を過ぎた場合は、MUTBは、受益権取得請求を不受理とみなしますのでご了承ください。また、手続き書類に不備があり、提出期限までに当該不備が解消しない場合も同様の取扱いといたしますのでお早めに手続を開始してください。

MUTBが受益権取得請求を受付した後（手続き書類を受付した後）は取り消しできません。

また、受益権取得請求をした場合、当該受益権について前述の残余財産の給付を受ける権利はなくなりますのでご了承ください。

最終売買日（平成 30 年 1 月 19 日）までは、東京証券取引所での売買が可能です。また、信託終了日まで保有し、残余財産給付開始日（平成 30 年 3 月 5 日（予定））以降、残余財産の給付を金銭で受けることも可能です。

## (2) 受益権取得代金の支払について

受益権取得代金の支払については、支払予定日に「受益権取得請求書 兼 受益権口座振替依頼書」によりご指定いただく銀行口座へ振込によりお支払する予定であり、あわせて計算書がご住所宛に送付されます。

受益権取得代金のお支払いに際し発生する振込手数料は、受益権取得代金より差引かれますのでご了承ください。

(3) 受益権取得代金に係る税務の取扱いについて

① 少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））について

国内の個人受益者がNISAの口座で本ETF-JDRを保有されていて、且つ、本ETF-JDRの受益権取得代金受領時に譲渡益が発生する場合、当該譲渡益についてはNISAの適用を受けることができません、確定申告を行う必要があります。

**受益権取得請求手続きによらずに、東京証券取引所の最終売買日（平成30年1月19日）までに証券会社を通じて売却される場合は、NISAの適用を受けることができます。**

② 特定口座（源泉徴収あり）における損益通算

国内の個人受益者が特定口座で本ETF-JDRを保有されている場合も、本ETF-JDRの受益権取得代金について特定口座内において他の譲渡所得等との損益通算を行うことができません。当該受益権取得請求に係る所得税、地方税等の税金につきましては、受益者ご自身で確定申告等の手続きを行っていただく必要があります。

**受益権取得請求手続きによらずに、東京証券取引所の最終売買日（平成30年1月19日）までに証券会社を通じて売却される場合は、特定口座内において他の譲渡所得等との損益通算を行うことができます。**

税務の取扱いについては、その内容の正確性について弊社が保証するものではありません。詳細については、受益者において税理士及び証券会社等にご確認ください。

5. 信託の終了までに基準日が到来する分配金のお支払いについて

信託の終了までに基準日が到来する分配金については、信託の終了手続きの影響はなく、これまでと同様の手続きで取り扱われます。



お問い合わせ先	問い合わせ項目の例
<u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u> 証券代行部テレホンセンター 電話番号 0120-696-242 受付時間 土・日・祝祭日等を除く 平日9:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受益権取得請求に係るお手続き書類の請求</li> <li>● 受益権取得請求及び残余財産給付の手続きについて</li> <li>● その他本件の各種お手続きに関して</li> </ul>
<u>お取引先証券会社</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 受益権取得請求手続き書類の提出方法・期限                ✓ 手続きに要する日数を考慮し、確認が必要な受益者は速やかにお問い合わせください。</li> <li>● 受益者の指定している配当金受領方法の確認</li> <li>● 市場でのお取引について</li> </ul>
<u>ブラックロック・ジャパン株式会社</u> ETF事業部 電話番号 03-6703-4110 受付時間 土・日・祝祭日等を除く 平日9:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ブラックロックグループの上場商品の特性に関して</li> </ul>
<u>西村あさひ法律事務所</u> 弁護士 本柳 祐介 電話番号 03-6250-6200	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約変更の内容について</li> <li>● その他本件全般に係るお問い合わせに関して</li> </ul>

以上